

広島県公営企業決裁規程第二号

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程

広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号中「一千万円」を「二千万円」に改め、「予定価格五百万円未満の財産の」を削る。

別表第二中

- 七 収支の原因となる行為について決裁を経たものの一件千五百万円未満の収入の通知及び支出命令
- 八 職員に対する職員き章の交付
- 九 物品の出納通知
- 十 一件五十万円未満の物品の要求
- 十一 各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等
- 十二 所掌事務に関する付随的事項で軽易なもの処理

を

- 七 職員に対する職員き章の交付
- 八 一件五十万円未満の収支の原因となる行為に関すること
- 九 収支の原因となる行為について決裁を経たものの一件五十万円未満（局長が指定するグループのリーダーは千五百万円未満）の収入の通知及び支出命令（職員に支給する旅費に係るものを除く。）
- 十 一件五十万円未満の支出に関する検査職員の指定
- 十一 物品の出納通知
- 十二 一件五十万円未満の物品の要求
- 十三 各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等
- 十四 所掌事務に関する付随的事項で軽易なもの処理

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。